

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第178号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年11月17日（日） 15時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市太島南西方沖 姫路市所在の男鹿島灯台から真方位049°2,880m付近 （概位 北緯34°40.5′ 東経134°36.4′）
事故等調査の経過	平成25年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート New Wave II、5トン未満 260-34546兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、プロペラが欠損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、船首尾約0.5mの等喫水で太島南方の釣り場を出発して約2～3ノットの対地速力で北西進中、平成25年11月17日15時00分ごろ太島南西方沖の洗岩に乗り揚げた。 船長は、自力離礁しようとしたが、離礁できずに断念し、携帯電話で118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇にえい航されてマリナーに帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約100cm
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の航行経験が15～20回あったが、太島南西方沖の洗岩の存在を知らなかった。 船長は、GPSプロッター画面で水深を確認し、岸から約4m離して航行していた。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、太島南方沖を北西進中、船長が太島南西方沖の洗岩の存在を知らずに航行したことから、同洗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、太島南方沖を北西進中、船長が太島南西方沖の

	洗岩の存在を知らずに航行したため、同洗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 航行海域の水路調査を行うこと。